

独立行政法人自動車技術総合機構一般事業主行動計画 (次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく)

行動計画の目的

両立支援制度を充実させ、誰もが個々の能力を十分に発揮できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日 までの5年間

2. 課 題

当機構は、職員の大半が自動車の検査業務に従事しており、当該職員の採用対象となる分野が主として技術（機械）となるため、その分野における女性数が絶対的に少ない傾向にあることや屋外での業務もあることなどから、このような業態を希望する女性が極めて少ないため、職員に占める女性職員の割合が低い状況となっている。

3. 目標及び取組内容・実施時期

【目標1】職員に占める女性職員の割合を17%以上とする。

<内容及び実施時期>

- ・女性職員を増やすため、パンフレット等の内容の見直し、改定。
- ・女性用トイレや更衣室の整備・改修など施設面の改善を図る。
- ・大学、高専等に向けた採用説明、積極的な広報等の実施。
- ・時間外労働の縮減や休暇の取得促進などの勤務環境の改善を図る。

<実施時期>

令和7年4月1日～令和12年3月31日 までの5年間

【目標2】常勤職員の育児休業取得率を女性100%、男性50%以上とする。

<内容及び実施時期>

- ・「パパ・ママ育休プラス」など男性職員の育休取得促進に繋がる制度について周知する。
- ・産休、育休からの復帰時における面談の実施
- ・育児休業から復帰した職員について、業務に慣れるまでの間、業務分担に配慮する。
- ・計画的な育児休暇の取得や育児休業取得時に適切な配慮が行われるよう、管理職の理解促進を図る。

<実施時期>

令和7年4月1日～令和12年3月31日 までの5年間

【目標 3】職員全体（フルタイム）の所定外労働時間及び休日労働時間を 1 人あたり平均年間 160 時間未満とする。【※1 年は年度（4 月 1 日～翌年 3 月 31 日で区切る）】

<内容及び実施時期>

- ・ワークライフバランスなどに関する講習会を行うことにより職員の意識向上を図る。
- ・職員一人ひとりが時間外勤務の縮減について、必要性の意識改善に取り組む。

<実施時期>

令和 7 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日 までの 5 年間